

危機事象発生時の四国4県歯科医師会広域応援に関する基本協定

徳島県歯科医師会、香川県歯科医師会、愛媛県歯科医師会及び高知県歯科医師会（以下「四国4県歯」という）は、四国4県間の広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を参考にして、この協定を定めるものとする。この協定の目的は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うことにある。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という）が発生し、危機事象が発生した県歯（以下「危機事象発生県歯」という）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県歯からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県歯は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県歯の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県歯（以下「応援幹事県歯」という）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県歯は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部門を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県歯は、危機事象発生県歯からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県歯は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

（広域応援の種類等）

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 人員の派遣
- (4) 歯科医療支援の実施及びその他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県歯は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

（広域応援の要請の手続等）

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

（広域応援の経費の負担等）

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を行った県歯の負担とする。

2 危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費についても、広域応援を行う県歯の負担とする。

（物資等の携行）

第8条 広域応援をする県歯は、危機事象発生県歯の要請又は第3条の自主的応援出動により人員の派遣をする場合には、派遣人員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（資料の交換等）

第9条 四国4県歯は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年7月1日現在の広域応援活動に必要な資料を相互に確認するものとする。

（訓練）

第10条 四国4県歯は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議の必要なものが生じた場合には、その都度四国4県歯が協議して定めるものとする。

（施行）

第12条 この協定は、平成24年7月1日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県歯科医師会の会長が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成24年4月7日

徳島県歯科医師会 会長

和田 明人



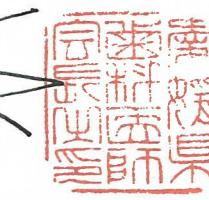
香川県歯科医師会 会長

豊嶋 健治



愛媛県歯科医師会 会長

波多立之



高知県歯科医師会 会長

織田 美正

